

公益社団法人 大分県柔道整復師会

75th & 45th

創立75周年・社団法人設立45周年 記念誌

Anniversary



OITA Judo Therapist
Association

目 次

歴代会長	1 ～ 2
ご 挨 拶 公益社団法人 大分県柔道整復師会会長 江崎 博明	3
祝 辞 大分県知事 広瀬 勝貞	4
祝 辞 衆議院議員 衛藤征士郎	5
祝 辞 衆議院議員 岩屋 毅	6
祝 辞 参議院議員 衛藤 晟一	7
祝 辞 参議院議員 古庄 玄知	8
祝 辞 公益社団法人 日本柔道整復師会会長 伊藤 述史	9
祝 辞 顧問税理士 森迫 孝一	10
大分県柔道整復師会 特別対談 柔整業界の今から未来	11 ～ 16
記念式典次第	17
記念祝賀会次第	17
表彰者	18
記念講演	19
祝賀会	20 ～ 21
平成 29 年度事業報告	22 ～ 23
平成 30 年度事業報告	24 ～ 25
平成 31 年・令和元年度事業報告	26 ～ 27
令和 2 年度事業報告	28 ～ 29
令和 3 年度事業報告	30 ～ 31
会員紹介	32 ～ 38
定 款	39 ～ 45
編集後記	46

歴 代 会 長



初代会長 **福 田 州 一**
(昭和21年7月～昭和27年10月まで)



2代会長 **清 田 金 男**
(昭和27年10月～昭和40年5月まで)
昭和53年10月28日 厚生大臣表彰
昭和54年6月10日 帰 一 賞



3代会長 **酒 井 藤 平**
(昭和40年5月～昭和44年7月まで)



4代会長 **南 了 介**
(昭和44年7月～平成3年12月まで)
昭和53年10月28日 厚生大臣表彰
昭和58年6月4日 帰 一 賞
昭和63年6月11日 労働大臣表彰
平成4年1月14日 勲五等端宝章

歴 代 会 長



5代会長 **坂本 正光**

(平成3年12月～平成12年4月まで)
平成15年3月31日 厚生労働大臣表彰



6代会長 **清田 洋一**

(平成12年4月～平成22年4月まで)
平成20年3月30日 厚生労働大臣表彰
平成25年6月23日 帰一賞
平成27年11月3日 旭日双光章

現 会 長



7代会長 **加藤 和信**

(平成22年4月～(令和元年5月まで)
平成25年3月24日 厚生労働大臣表彰
(労災補償行政関係功労者)
平成30年5月21日 旭日双光章



8代会長 **江崎 博明**

(令和元年5月～)

ご 挨拶

公益社団法人 大分県柔道整復師会
会長 江 崎 博 明



大分県柔道整復師会創立 75 周年、社団法人設立 45 周年にあたり、謹んでご挨拶を申し上げます。現在はコロナ禍の中ではありますが、私たちにとりまして大きな喜びであります。厚くお礼申し上げます。

本会は終戦間もない昭和 21 年 7 月 25 日、別府・北小学校での創立総会から 75 年の歩みが始まりました。戦後の混乱期、多くの県民は疲弊した生活を立て直す事に奔走しておりました。

当時、医療環境も不十分であり、多くの骨折・脱臼の患者さんが整骨院・接骨院で柔道整復師の治療を受けておりました。本会の先人たちは医師の指導協力のもと患者の早期社会復帰に取り組み、県民医療に貢献して参りました。また患者の利便のため療養費の受領委任制度の協定の強化にも取り組んでいただきました。こうした先人の地道な努力活動で今日の私たちがあると思うと改めて感謝の念で溢れる思いであります。

県民にたいする本会の公益性を高める目的で昭和 53 年には社団法人を設立し、社団法人大分県柔道整復師会として活動を開始して参りました。公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律が施行されました折には確かな公益活動を、お認め戴き平成 25 年 3 月 22 日、広瀬勝貞大分県知事より公益社団法人の認定を受けることができました。これも先人の努力、足跡があったからこそと頭がさがる思いであります。わたくしたちは先人が築いた 75 年の意義ある歴史を汚すことなく、さらに前進して参る覚悟であります。

75 年の節目の年にあたり公益社団法人大分県柔道整復師会会員一同、心を新たに超高齢化社会における医療の担い手として、県民の福祉医療への貢献に努めて参りたいと決意しております。関係各位におかれましては、これまでに倍すご指導をお願いする所存であります。

また平成 24 年 6 月 5 日には会員の福祉充実のため大分県柔道整復師会協同組合を設立することができました。協同組合設立にあたりましては、大分県中小企業団体中央会に、ご教授いただきました。安心して業務に精励できる協同組合が公益目的事業達成の大きな支えであります。有難うございました。厚く御礼申し上げます。

そして公益社団法人の目的を達成するための大きな柱の連盟活動も充実して参り、関係各位のお力添えで斯業の将来を明るくできると確信しております。会員各位と力を合わせ、これまで以上に努力し先人の築いた歴史を引き継ぎ、地域への密着と県民の信頼維持のため努力する所存であります。

本会としても会員が地域医療に専心し柔道整復術をもって社会貢献できる環境の整備に最大限努める覚悟であります。皆様方におかれましては、連綿と紡いで参りました大分県柔道整復師会へのご理解と、一層のご協力を賜りますよう再度お願い申し上げましてご挨拶と致します。

祝 辞

前大分県知事 広瀬 勝 貞



公益社団法人大分県柔道整復師会の創立 75 周年、社団法人設立 45 周年にあたり、一言お祝い申し上げます。

貴会におかれましては、昭和 21 年の設立以来、「柔道整復術の進歩発展を図り、医学的研究を行うとともに、その資質を向上させる」ことを目的として、県民の医療及び福祉の向上に努めてこられました。江崎会長をはじめ、今日を築いてこられた歴代の役員・関係者の皆様のこれまでのご尽力に深く敬意を表します。

また、会員の皆様には、平素からスポーツや日常生活での痛みへの施術、介護現場等での機能訓練指導など、地域住民の健康の回復・保持・増進について、多大なるご貢献を賜り、厚くお礼を申し上げます。

新型コロナウイルス感染症により、業務の遂行には、普段にも増してご苦労されているものと思います。本県では、オミクロン株による流行が一旦は落ち着いたかに見えましたが、11 月に入り増加に転じ、ここにきて急増しています。県では、入院病床や宿泊療養施設を最大限確保するとともに、診療・検査医療機関についてもさらに拡充しながら、十分な医療提供体制の確保に努めているところです。引き続き、感染対策に全力で取り組んでまいりますので、今後ともご協力をお願いいたします。

さて、大分県では、子育て満足度、健康寿命、障がい者雇用率の「3つの日本一」の実現に挑戦しています。

このうち健康寿命では、全国に先駆けた自立支援型の地域包括ケアの取組が功を奏し、令和 2 年末までの 10 年間の要介護認定率が全国平均で 1.3 ポイント上昇する中、本県では 1.5 ポイント減少しており、減少幅は全国 3 位となっています。これらもあって、国が令和 3 年末に公表した令和元年の健康寿命では、男性が全国 1 位、女性が 4 位と大躍進を遂げました。次の公表となる 2 年後には、男女とも日本一となれるよう、新たな客観的評価指標を設け、市町村ごとの強み、弱みを明確化し、より効果的な対策を講じていくことにより、さらなる健康寿命の延伸を図っていきたいと考えています。

令和 7 年には全ての団塊の世代が後期高齢者となり、医療や介護を必要とする方が増加することが見込まれています。良質で適切な医療・介護サービスを地域で効率的かつ効果的に提供する体制の構築が今後ますます重要になってくることです。

このような中、人間の持つ治癒力を最大限に活用する柔道整復術により、保健・医療・介護の一翼を担っておられる大分県柔道整復師会の皆さま方の活動は、地域住民の健康増進に欠かせないものとなっています。

引き続き、県民が住み慣れた地域で健康的に日常生活を送ることができるよう、お力添えを賜ればと願っています。

結びに、大分県柔道整復師会の今後ますますのご発展と、会員の皆さま方のご健勝を祈念いたしまして、お祝いの言葉といたします。

祝 辞

衆議院議員 衛 藤 征士郎



公益社団法人大分県柔道整復師会創立 75 周年・社団法人設立 45 周年をお慶び申し上げます。

長きにわたり大分県の柔道整復師の皆様が団結され、公共に貢献するために、貴会を存続発展されて来られたご努力に、深く敬意を表します。

古来よりの伝統医療である柔道整復術に、日本人は厚い信頼を寄せ、身近な医療として親しみ、助けられて来ました。人間に備わった治癒能力を最大限活かし、患者さん達との温かい、細やかなふれ合いと交流のある柔道整復術の施術所は、かけがえのない国民医療の現場です。地域に密着し、スポーツの救護や支援活動、青少年の健全育成、又介護現場でも、専門性をいかんなく発揮してご貢献を戴いており、日本の誇るべき伝統医療であることはもちろん、心技一体となった、誇るべき日本文化でもあります。

貴会におかれましては、柔道整復術の継承と発展充実のために会員各位が連携してたゆまぬ研鑽を重ねて来られました。又、社団法人として厳しい倫理綱領を定め、柔道整復師が公共に貢献する理念を掲げてまい進されており、国民の信頼に応えるものであります。西洋医学などの医療が日々進歩する昨今、柔道整復術の学術・技術・資質の向上のために、先生方が結束して研鑽され、日本古来の柔道精神に基づいた日本ならではの医療を、一層進化させるべくご努力されていることに敬意を表します。

WHO の報告書に、伝統医療として日本の柔道整復が報告掲載され、伝統と相補・代替医療の一角として位置付けられており、科学的にも医学的にもさらなる研究が前進しています。高邁な精神文化を根幹とする日本古来の武術が、海外から大きな評価を受ける中、柔術に由来する柔道整復術に、評価と関心が高まっていることを、大変誇らしく思います。柔道整復術は、専門性を遺憾なく発揮して今後とも国民の健康維持と増進に大きく貢献するものと確信致します。

医学的な基礎科目、理論、実技など柔道整復師には、専門的な学問と実技経験を専修した上での国家試験が求められます。

国家資格により保証された、柔道整復師の需要と期待は高まる一方と存じます。柔道整復師への道を目指す若者が増加し、柔道整復術の継承と発展に道筋を切り拓いて下さることを願っています。

日本の伝統医療のさらなる発展と、地域の健康づくりのために、会員各位と大分県柔道整復師会の、一層のご活躍を念じ上げます。

祝 辞

衆議院議員 岩 屋 毅



大分県柔道整復師会におかれましては、創立 75 周年ならびに社団法人設立 45 周年、誠におめでとうございます。長きにわたって国民、県民の皆様の健康の維持、回復、そして、青少年の健全育成のために多大なご尽力をいただいてまいりましたことに心より敬意を表し、感謝申し上げますとともに、この節目の時を心よりお祝い申し上げます。

目下、我が国はまさしく内憂外患、国難とも言うべき厳しい環境の中にあります。長引くコロナ感染、ロシアのウクライナ侵攻に伴うエネルギーをはじめとする諸物価の高騰、円安など、国民生活を取り巻く環境が極めて厳しい中であって、人口減少、高齢化が加速し、少子化に歯止めがかからない状態が続いています。

しかし、だからこそこれまで以上に子育て支援を充実させるとともに、健康寿命の延伸を図り、老若男女が一丸となって国と地域の再生発展に取り組んでいける体制を築いていかなければなりません。国民に最も身近な存在として健康の維持と回復にご奉仕いただいている柔道整復師の先生方の役割は一層、重く大きくなりつつあると存じます。

大分県柔道整復師会がこの輝かしい 75 年の歩みを超えて、一層、充実発展されますことと、先生方の益々のご健勝、ご活躍を心よりお祈り申し上げてお祝いの言葉とさせていただきます。本日は誠におめでとうございました。

祝 辞

参議院議員 衛 藤 晟 一



この度、公益社団法人大分県柔道整復師会が創立 75 周年・社団法人設立 45 周年を迎えられましたことを心よりお慶び申し上げます。

江崎博明会長はじめ大分県柔道整復師会の皆様におかれましては「整骨院は身近な健康のパートナー」の言葉とおりに、県民、市民の本当に身近な健康パートナーとして信頼されております。

また、青少年の健全育成を目的とした少年柔道大会の開催、会員相互の術理を高める講習会、学術公開セミナー、災害救護や防災訓練への協力等の幅広い活動を通じての社会貢献に対し深甚なる敬意を表する次第です。

昨今、柔道整復師の活躍は整骨院や接骨院での施術のみならず、健康志向の向上に伴い、様々なトレーナーとしての活躍や、福祉の分野での機能訓練指導員としてリハビリの指導等、柔道整復師の需要、並びに重要性が高まっているのを感じております。

また柔道整復術は「ジュウドウセラピー」として WHO（世界保健機構）に取り上げられるなど、世界的にも注目され始めております。

古来より培われてきた技術に現代の医療技術を取り込みながら発展してきた日本の伝統医療が、世界規模で普及していることを大変誇らしく思います。

日本は超高齢社会をむかえており、医療費・社会保障費の増加が大きな課題となっております。柔道整復師の皆様方には、国民の健康維持、増進、予防医学として医療分野において、重要な一端を担われております。今後も皆様には国、地方が抱える医療・福祉の課題解決にもご支援くださいますようお願い申し上げます。

結びに、「公益社団法人 大分県柔道整復師会」の益々のご発展と併せ、会員皆様方のご健勝ご多幸をご祈念申し上げまして祝辞とさせていただきます。

祝 辞

参議院議員 古 庄 玄 知



『公益社団法人大分県柔道整復師会』創立 75 周年、社団法人設立 45 周年の記念式典が盛大に開催され、記念誌が発刊されますことを心よりお慶び申し上げます。

江崎会長をはじめ大分県柔道整復師会の会員の皆様の永年のご努力に対し、心より敬意を表します。

日本古来の武術の一つである「柔術」の技術を応用し、独自の手技によって人間の自然治癒能力を最大限に発揮させる日本独自の治療術である柔道整復術は、古来よりの伝統医療として「ほねつぎ」から「柔道整復術」として発展を続けており、伝統と実績のある治療術であるといえます。

大分県柔道整復師会は、会員・準会員約 210 名の皆様が所属され、公益事業・会員活動を通して県民の心身の健全な発展・健康の維持増進・地域医療・地域活動・青少年の健全育成等に貢献され、2019 年のラグビーワールドカップをはじめ県内で行われる大小さまざまなスポーツの大会でもその技術が高く評価されました。また令和 2 年の九州北部豪雨では避難所のボランティア活動でも柔道整復師の技術がとても喜ばれたと伺っております。このように柔道整復師の皆様の活動の場は広がっており、今後もその確かな技術と知識を活かし、地域密着の医療人として活躍されることを大いに期待しております。

柔道整復師の皆様の研鑽により、柔道整復術は日々進歩し、柔道整復師の資質も向上しております。少子高齢化が加速し、医療費・社会保障費の増加が課題となっているなか、優れた予防医学でもある柔道整復術は、国民の健康維持と増進においてさらに大きな役割を果たされることと存じます。

結びに、公益社団法人大分県柔道整復師会の一層のご発展と、会員の皆様方のご健勝とご活躍を祈念しお祝いのご挨拶とさせていただきます。

祝 辞

公益社団法人 日本柔道整復師会
会長 伊 藤 述 史



このたび大分県柔道整復師会が創立 75 周年、並びに社団法人設立 45 周年を迎えられたことに、日本柔道整復師会を代表して、心よりお祝いを申し上げます。

また、この記念すべき節目の式典において、表彰を受けられます会員の皆様、誠におめでとうございます。

創立 75 周年と一言に申しまして、それは大変厳しい道のりであったことは言うまでもありません。江崎博明会長はじめ執行部の先生方、会員の皆様方が一丸となって、このような大きな節目を迎えられましたことは、誠に喜ばしい限りであります。

貴会の会務運営は、それはまさに進取の精神に則り、果敢な 75 年間であったと思われまふ。本日この喜びの節目を迎えられましたことは、歴代会長、役員の方々が残されたご功績を継承された江崎会長をはじめ、会員の皆様のたゆまぬご努力の賜であります。本日が、大きく飛躍される契機となることを御祈念申し上げます。

我々柔道整復師は長い歴史の中で、日本伝統医療として「ほねつぎ」を業として、国民から深い信用と信頼を得て地域医療の一端を担い、公衆衛生の向上に寄与して参りました。今後も、公益法人としての責任の重さを再認識し、我が国の健康保持・増進に向け、地域に根ざし、強く貢献していける活動を積極的に展開されるよう、切に希望するものであります。

先達の方々が命を懸けて残された柔道整復業界の更なる発展のために、現在、日本柔道整復師会は執行部一丸となって、積極的に取り組んでおるところでございます。

明るい 100 年未来を目指すための歴史と技術の継承のため、日整会員の皆様の絶大なるご協力とご理解をお願い申し上げます。今後の日本柔道整復師会の活動指針に、ご理解とご支援をいただきたく存じます。

おわりに、公益社団法人大分県柔道整復師会が、江崎博明会長を中心に益々結束され、ご発展されますことを心よりご祈念申し上げ、お祝いの言葉といたします。

祝 辞

顧問税理士 森 迫 孝 一



公益社団法人大分県柔道整復師会が創立 75 周年・社団法人設立 45 周年を迎えられたことを心からお祝い申し上げます。

この喜びの節目を迎えられましたことは、江崎博明会長様をはじめとする、歴代会長、役員並びに会員の皆様のご努力のたまものと、心より敬意を表するしだいです。

私が大分県柔道整復師会様とかかわりをもつこととなったのは、平成 9 年 4 月からでしたのでかれこれ 25 年になります。

創立から 75 年のうちの 25 年間、大分県柔道整復師会様の長い歴史の中の一部ですが、この 25 年を振り返ると大きな災害や、経済に悪影響を及ぼす事件が多発した四半世紀でした。

私が大分県柔道整復師会様の関与を始めた平成 9 年は、消費税率が 3 % から 5 % に引き上げられ山一証券の破綻などが起こりました。同 13 年にはアメリカで同時多発テロが起こり、20 年はリーマンショック、23 年東北大地震、26 年には消費税が 8 % に引上げ、28 年熊本地震、令和元年には消費税 10 % に引上、2 年新型コロナ発生などと数年おきに大きな事件や災害が起こるとともに高齢化も一段と進んできました。このような社会情勢の中、県民の健康維持増進、会員の資質の向上のための諸々の施策の実施、新会館の取得、新公益法人制度の認定申請等々変化に対応すべく活動されている顧問の先生方・執行部及び会員の皆様方の研鑽・努力を身近に体感し私も成長させていただくことができました。

会員の皆様方の日々の精進、努力を拝見していく中で痛感するのが「手術をしない「非観血的療法」によって、整復・固定などを行い、人間の持つ治癒能力を最大限に発揮させる施術」ができる柔道整復師の先生方の存在の重要性です。いかに近代的な最新設備が整っていてもライフラインが機能しなくなれば設備を使用することもできません。極限状態になった際に、「人間の持つ治癒能力を最大限に発揮させる施術」ができるということは大変重要なことです。

今後、自然災害の増加に加え、高齢化・過疎化は進み、人々の健康維持増進、疾病の予防治療に関するニーズは増大し、柔道整復師の先生方の存在の重要性がますます増加していくものと思われるますし、皆様方の更なる活躍を期待するところです。

結びにあたり、公益社団法人大分県柔道整復師会が記念すべき創立 75 周年を契機に更に団結を深め、今後ますます発展されること、並びに会員の皆様の御健康と御多幸を心から祈念いたします。

大分県柔道整復師会 特別対談 柔整業界の今から未来

令和5年1月12日 整骨会館

司会：尾林大生広報部長

司会 「はじめに大分県柔道整復師会も創立75周年を迎えました。加速する柔整業界で70周年からの5年間で変化したことを教えてください。」

江崎会長 「令和元年から振り返りますと、加藤前会長の旭日双光章受章がありましたね。そして、柔道整復師臨床実習指導者講習会の開催と面接確認委員会の協力が始動しました。」

司会 「平成の大改革の実施が令和元年からスタートした記念すべき年でしたね。」

江崎会長 「令和2年には地区懇談会を開始しました。第一回は佐伯地区でした。そして、Web会議システム構築を行いました。」

司会 「それはコロナ拡大に伴ってですか？」

江崎会長 「そうです。コロナのWeb会議導入も全国に先駆けて行いました。そして、臨床実習がスタートし事前打ち合わせ会議と実習生の受け入れが行われました。」

安東副会長 「夏休みの実習が学生の受け入れ第1回目でしたね。」

江崎会長 「7月には県内の医療機関と連携協力することができました。そして、この年一番の悲報は鎌田実信副会長がご逝去されたことです。」

野田副会長 「2020年11月18日にご逝去されました。」

司会 「本会及び九州の柔道整復師の発展に寄与された方の訃報はとても悲しかったです。そんな鎌田実信先生が希望されていた事業が次の令和3年から始まりました。」

江崎会長 「そうです、公益若手塾が始まりました。それから超音波観察装置の講習会の実施、匠の技プロジェクトの協力と全国でも先駆けていろいろな学術教育的事業が加藤学術部長を中心に始まりました。」

江崎会長 「この年から坂ノ市病院内にある『医療型特定短期入所きらりん』に『医療的ケア児』の送迎の中継地点として整骨会館駐車場を提供しています。」

江崎会長 「令和4年は11月に電気代高騰相当額支援補助金の施術所に対する働きかけを県に行って実施してもらいました。また、7月9日・10日に九州ブロック学術大会大分大会の主催を行いました。学会動画配信や画像観察装置の講義は九州では初めてでした。」

司会 「今の県は全国に先駆けて色々なことを事業として始めたことが再確認できました。ボランティアについてはどうでしょうか？」



江崎会長



野田副会長と江崎会長

江崎会長 「令和2年7月豪雨では日田市上津江町川原自治会センターにて被災者のコンディショニング事業を行いました。令和3年に別府市社会福祉協議会と協定を結んでいます。令和4年には中津市社会福祉協議会とも協議し、今後も県内全体と協定を結ぶべく、災害に備えて連携を強めています。」

継続事業である行橋別府100kmウォークのコンディショニング事業の他に、令和2年には全国で唯一のラグビーワールドカップニュージーランド代表のリカバリケア事業と別府大分毎日マラソン救護事業を行いました。別大マラソンの救護事業は好評で継続事業となっています。」

司会 「令和3年にコロナウイルス感染症のパンデミックが起きてからの動きはどうでしょうか？」

江崎会長 「令和3年に起きたコロナ感染症の拡大で色々なことが変わり、そして本会としても動きがありました。まず、九プロ会費・大分連盟会費・日整連盟会費の減免に始まり、持続化給付金支援、地域包括支援金事業、コロナ関連斡旋事業としてマスク・アルコール・次亜塩素酸水などの配布事業もしました。さらに、県に働きかけて抗原検査キット事業・ワクチンの職域早期接種事業も認めてもらい実現しました。」

野田副会長 「本当にコロナは色々なことの変わる潮目となりましたね。」

司会 「コロナ禍の中では多くのことを素早く決めていかなければならず大変でした。これからはWithコロナで感染予防は必須な世の中になっていきますね。それでは、これから、令和5年はどうのような事業を行っていくのか教えてください。」

江崎会長 「今決まっているのが整骨会館と大会議室の改修工事があります。そして、協議しているのが会員の業務相談窓口の専門部を本会に設ける方向で進んでいます。もちろん、守秘義務は遵守しますしホームページに相談窓口をつくる予定となっています。」

司会 「次の質問に移ります。平成の大改革が施行されています。どのような制度が始まっているのかを具体的に教えてほしいのです。まず、養成校のカリキュラム強化について安東副会長お聞かせください。」

安東副会長 「皆さんもご存じの通り、令和に入り平成の大改革が施行されています。大きく分けて制度改革と教育改革だと思います。養成校につきましては平成10年では全国で14校定員が約1000人だったものが、平成28年になると全国で109校定員が約8600人と18年間で約8倍となりました。平成27年には柔道整復師の診療報酬にあたる療養費を不正受給したとして反社会的勢力や接骨院の関係者十数人が詐欺容疑で逮捕されるといった事件がありました。これら柔道整復師をとりまく環境も変化しているということから学校養成施設における臨床実習の充実などを



安東副会長

通じた柔道整復師の質の向上が求められるようになりました。このため国民の信頼と期待に応える質の高い柔道整復師を養成するためカリキュラムの改善、臨床実習の在り方、専任教員の要項が改正されました。内容としては、授業単位数の増加、また臨床実習の単位が4倍になって、しかも外部の臨地実習が増えました。教員の資格要件が実務経験3年から5年に大幅に変更となりました。養成校の教員の人員も5名から6名に増員になりました。資格を取る学生と資格を教える教員の難易度が上がりました。それによって、規模を縮小したり廃止をしたりする養成校も増えました。これによって2013年では合格者総数が5,349人だったところ、2022年では2,740人と4割ぐらいに減少になってしまいました。よって、質の高い柔道整復師を輩出することができるようになり教育改革

は成果を上げたのではないかと考えます。」

司会 「柔道整復師の質の向上を得るために増えたカリキュラムを教えてください。」

安東副会長 「増えたものとしては、職業倫理、社会保障制度、柔道整復術の適応、高齢者・競技者の生理学的特徴、外傷の保存療法、物理療法機器の取り扱い、柔道整復術適応の臨床的鑑定、医療画像の理解、競技者の外傷予防、臨地実習の実施があります。」

司会 「質の向上という面でやっていいことと、やってはダメなことをしっかり学んで養成校から出てくることはとても良いことですね。続いて、野田副会長にお聞きします。施術管理者の要件強化について教えてください。」

野田副会長 「先ほど安東副会長からお話のあった制度改革の1つに入りますが、平成30年の4月から柔道整復師療養費の受領委任を取り扱う施術管理者の届出の際は、今まではなかったのですが実務経験と研修の受講が届出の要件となりました。実務経験は段階的に増えていき今までは1年の実務経験で施術所が開設できたのですが令和4年4月から5年は2年の実務経験そして最終的に令和6年からは3年の実務経験となります。公益財団法人柔道整復試験財団が主催する16時間程度の研修受講が必要となりました。

先ほども言いましたけど以前は卒業してすぐに開業する柔道整復師が多くいて、『その者たちが不適切な請求を行うことがみられるようになった。実務経験なく開業というのがほかの医療業種ではまれである』という指摘が保険者からもあったため検討専門委員会にてこの度の制度が施行されることとなりました。」

司会 「そういった流れで制定されたのですね。それによつての効果はどうだったのでしょうか。」

野田副会長 「本会の会員も開業する柔道整復師の数は減りました。ある程度の資質向上に繋がる効果はあったのではないかと思います。」

司会 「次の質問に移ります。首藤副会長にお聞きします。公的審査会の権限強化について教えてください。」

首藤副会長 「平成の大改革で「公的審査会の権限強化」が始まりました。公的審査会というのは、都道府県ごとに設置されている国民健康保険団体連合会(国保連)と全国健康保険協会(協会けんぽ)に設置されている二つの「公の柔整審査会」のことです。委員会は「施術担当者を代表する者」と「保険者を代表する者」と「学識経験者」で構成されています。

柔整療養費の審査は基本的にはこの公的審査会で行う事になっているが、「健保連」等は公的審査会へ審査委託せずに、自ら審査を行うか、外部の調査会社へ委託するという独自路線をとっているのが殆どなのです。このことが「審査基準の統一」が実現しない最大の理由ではないかと思われます。

公的審査会の「権限強化」とは一体どういうことなのかと言えば、公的審査会の委員会の協議によって疑義のある申請書を多く提出する施術所或いは施術管理者を選定し、直接その施術管理者本人から疑義の内容確認をする「面接懇談」を実施することで、その疑義の真意を見極める作業のことです。その単なるミスは修正して貰い、疑義または不正を発見したらそれを削減していくのが狙いとなります。この面接懇談が進むにつれて確実に成果が出始めています。」

司会 「施術担当者を代表する者として本会役員がこの公的審査委員会の委員となっているというこ



首藤副会長

とを本会会員は自覚して襟を正さねばなりませんね。続いて安東副会長にお聞きします。去年くらいから個人契約者から公益社団に入会するケースが多く見られますがどうしてなのでしょう。」

安東副会長 「昨今、本会の管理が及ばない個人契約者の割合が業界の過半数を占めています。資格者を増産するために養成校が激増し己の利益のみを優先する経営者によって知識が不十分のまままで雇い入れて開院するため。資質が伴わない柔道整復師が爆発的に増えました。しかし、その状況で開院してうまくいくはずがなく、更に請求代行業者の経営破綻も散見されるようになって来ています。公的審査会の権限強化によって面接確認委員会にて確認が行われるようになってようやく個人契約者では立ちいかないということに気づき始めて開業途中で入会する新規会員も増えてきていると思います。」

司会 「第2組合とか昔は呼んでいましたが実際は協定団体ではなく請求代行業者の1つに過ぎないということを個人契約者も行政機関も理解してきているように感じますね。」

江崎会長 「復委任も問題になっています。本会は協定団体なので会長委任となっていますが、請求代行業者にお金が振り込まれるシステムは復委任となり問題ですね。」

首藤副会長 「個人請求者は施術管理者と厚生(支)局長と都道府県知事との契約になっています。ですから、面接確認などでは個人請求者は直接指導を受けますが、本会会員はまず会長に通達できて会長から会員に指導を行う流れになっています。それでも従わない場合は面接確認に呼ばれますが。」

司会 「昨年、請求代行業者が破綻したことにより保険者から業者に支払われたお金が施術者に支払われないという事件があり行政も無視できなくなってきましたね。」

江崎会長 「そうです。さらには整骨院を法人にしているところで法人に支払われるようにしているところも問題になります。必ず、施術管理者の口座に振り込まれるようにしなければなりませんね。」

司会 「我が院も法人ですが私の口座に振り込まれたものを法人に移すようにしています。本会の会員も知っておかねばならないことですね。続きまして、広告検討専門委員会が日整で発足していますが、違反看板、広告についてはどのように変わっていくのでしょうか。野田副会長お教えてください。」

野田副会長 「あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師及び柔道整復師等の広告に関する検討会については厚労省のHPを見ていただけるとわかると思いますが、まず知っておかねばならないことは広告の定義です。1. 利用者を誘引する意図があること。2. 柔道整復術を提供する者の氏名・住所や施術所の名称が特定されること。3. 一般人が認識できること。

この3つがそろっていることが現在の広告の定義です。これまでは、HPなどはこちらから検索をかけないと出てこないのので広告ではないということで許されてきました。しかし、最近の議論の中ではHPも広告と同様であるとしての動きが活発になっており、令和5年に新しいガイドラインの作成を目指しております。更には違反者にはなんらかしらの罰則が設けられるのではないかと思います。実際に柔道整復師法の24条は平成28年に変わっています。そして、24条に書いてあること以外を広告に載せていいかといえ、法的にはダメに決まっています。医科の方ではすでに始まっていて違法広告の情報提供を受け付けているようです。まじめにやっている人が損をしないように変わっていくと思います。とにかく、新ガイドラインを作成し遵守することですね。」

江崎会長 「広告検討専門委員会発足時に令和5年を目指してガイドラインを作成する予定だったのですが、コロナ禍のために2年開催が見送られましたのでガイドライン作成は遅れるでしょうね。」

野田副会長 「広告に関してだけではないですが、モラルやコンプライアンスや道徳的なものは破れば罰則がつくこともあり、そのことで自分たちの首を絞めることに繋がるので自浄していかなければいけませんね。」

司会 「ガイドラインが作成されることで法律改正に繋がるということですね。私たちもしっかり

モラルを守らねばいけないことがわかりました。つづいて、国もデジタル庁が発足され、今後は柔整業界にもデジタル化の流れが来ると予想されます。具体的にどのように変わっていくでしょうか。首藤副会長お教えてください。」

首藤副会長 「今後、予想される柔整業界のデジタル化の流れについてですが、「オンライン資格確認」と「オンライン請求導入」があります。実行には各施術所にWi-Fi等のインターネット環境整備が必要となります。

「オンライン資格確認」については、国は2021年にマイナンバーカードの健康保険証（保

険証）利用をスタートさせました。2023年4月からはオンラインにより資格確認を原則として義務付けられました。2024年の秋には現在の保険証を廃止してマイナンバーカードと一体化を目指すという河野太郎デジタル大臣の発表が2022年10月13日にあった。これを受け伊藤^{のぶみ}述史日整会長と長尾^{あつひこ}淳彦日整副会長は、河野大臣の意向を絶好の機会と捉え、10月27日に自民党へ財政的支援の要望書を提出しました。

翌28日には厚生労働省の社会保障審議会医療保険部会で承認され、カードリーダーの無料配布と専用アプリの開発にかかる費用の獲得の確約を得ることができました。配布対象は柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師の施術所となりました。

専用アプリは簡素な仕組みで「医療機関は暗証番号入力でログインするが、柔道整復師の施術所は暗証番号入力無しでログイン」取得情報は「当該患者の医療・健康情報は取得・開示できない。本人確認、資格情報のみ取得」になる予定です。

「オンライン請求導入」については、これまでの議論は、それがどのようなものなのかという「内容」についてよりも、「導入時期」のことばかりが主で、当初の2022年から2024年へと遅れ、保険者代表から、さらに2026年まで遅らせて欲しいという意見まで示されました。

まずは柔道整復師版のオンライン請求システムの「規模」と「方向性」を見極めることだと思います。それを軸として詳細部分を修正しながら完成を目指すべきです。

それを機により健保連の個々の保険者ごとの異なる審査基準や47都道府県ごとの少々異なるローカルルールが廃止され「審査基準の統一」が実現することになります。

また「多部位」「頻回」「長期」等の申請書一枚単位の審査だけでなく、施術所ごとの「傾向審査」が簡単に行えるようになり、審査会の審査員はシステムによって選別された疑義データの最終的な判断や、判断が難しいものだけに集中することが可能になるので早期実現を願います。」

司会 「オンライン請求について会員は不安に思っていることがあると思うのですがメリットは何でしょうか。」

江崎会長 「とても簡単になりますし紙がいらないし、支払いも早くなるでしょう。」

首藤副会長 「それに間に入る調査会社がなくなり支払い調査機関が統一されることになります。」

野田副会長 「時代に乗ってオンライン請求ができないと保険取り扱い自体がなくなる恐れもあります。」

江崎会長 「本会で会員も会員以外もサポートを行っていくので安心してほしい。」

司会 「オンラインにつきましては情報が逐一変わっていくので、会員も日整のホームページや本会が発行する会報や広報誌をしっかりと読んで勉強していかねばなりませんね。それでは、最後に江崎会長に聞きます。これから先我々会員が意識をしていかねばならないことを教えてください。」



対談の様子

江崎会長 「この5年間でものすごい大きな波が巡ってきました。先ほども言いましたが教育改革、制度改革がおこなわれ、その中にコロナ感染症・物価の高騰があり、先ほど尾林先生が言われた通り情報をしっかり集めていかないと経営も立ち行かない状態になってきている。まず一致団結してこの難局を乗り越えていかなければなりません。そのためには所属というものを意識しないといけません。日本国民で大分県の各市町村の市民であり、保健所管轄の施術所で施療する柔道整復師会会員であるということを理解して頂いて自分だけが儲かればいいという考えで他はどうでもいいという考え方ではなく患者さんの目線に立って施術していかないといけないのではないのでしょうか。本来であれば柔道整復師というのは経営者ではなくて、痛みをとってケガを施術していく医療人としての振る舞いが大事ではないのだろうか。もちろん、疲れをとったり介護をしたりすることも悪くはありません。しかし、健康保険制度に沿ったように運営し正しく請求をしていくことが必須なのです。部位転がしなんて言われて久しい、水増しや架空請求なんでもってのほかです。日本国民であればちゃんと税金も払って生活しているのですから誰が良いとか悪いとかではなくもうちょっと襟を正してやってもらいたいですね。これから、本会も業務相談窓口を設置する予定ですし色々な事業を展開していく予定です。また連盟にも所属している皆さんですからしっかり選挙にも行ってもらえると、政治的に本会から要求できます。もちろん我々の利益だけを通すなどはできませんが患者さんや地域のために正しい道で正しいことを要求し陳情しながら県民、市民のために改革するべきところは主張していきます。子ども医療やひとり親医療などが良い例で子どもを大事にするということで改革できました。国民のための健康保険制度であり医療者達が儲かるためのものではないということを自覚し、地域に信頼され愛され技術や知識そして人間力を携えた柔道整復師を目指していただきたい。」

司会 「心技体・自他共栄の精神をもった人がどの業界でも大切ということですね。

江崎会長、野田副会長、安東副会長、首藤副会長、今日は会員には普段見えない業界改革の意味・進捗状況と方向性などを聞くことが出来ました。会員は未来に向けて希望とやらなければならないことが見えてきたと思います。ありがとうございました。」



出席者一同



記念式典次第



令和4年12月18日(日) トキハ会館

「記念式典」

1、開式の辞

副会長 安東 鉄男

1、国歌斉唱

1、式辞

会長 江崎 博明

1、表彰

大分県知事感謝状

塩井 卓広

公益社団法人日本柔道整復師会 会長表彰

野田 光広

公益社団法人日本柔道整復師会 永年会員表彰

田邊 順

藤川 勝雄

吉成 章

加藤 和信

奥田 輝重

渡辺 了祐

狭間 智一

杉田 壽

公益社団法人日本柔道整復師会 生涯学習認定会員表彰

清田 洋一

江崎 博明

永竿 茂男

加藤 豪

笠木 和久

公益社団法人日本柔道整復師会 ボランティア活動優良会員表彰

江藤 正男

南 徳泰

永竿 茂男

1、受賞者代表謝辞

野田 光広

1、祝電披露

1、閉式の辞

副会長 首藤 彰典

会場移動



記念祝賀会次第



「記念祝賀会」

司会 高橋 祥三

1、開会のことば

副会長 野田 光広

1、会長挨拶

会長 江崎 博明

1、乾杯……

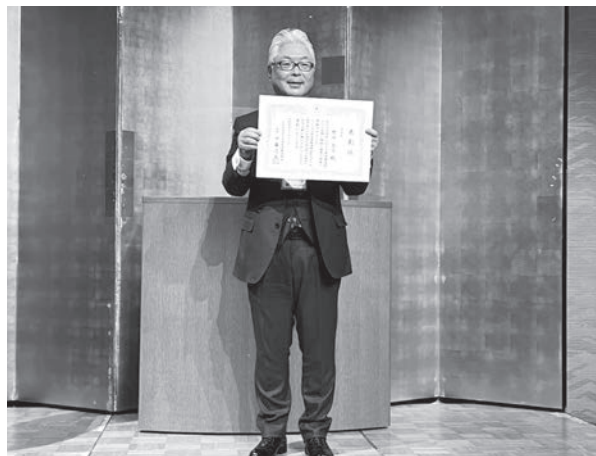
鈴木 ^{むねとし} 宗厳様

1、開宴

表彰者



大分県知事感謝状 塩井 卓広 会員



日整会長表彰 野田 光広 会員



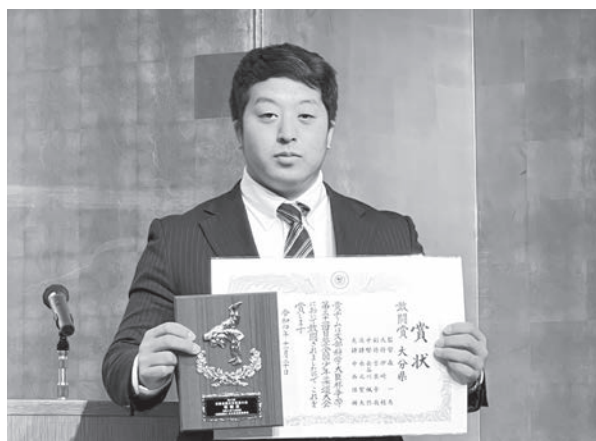
日整永年会員表彰
田邊 順 会員 杉田 壽 会員



日整ボランティア活動優良会員表彰
南 徳泰 永竿 茂男



日整生涯学習認定会員表彰
清田 洋一 江崎 博明 永竿 茂男
笠木 和久 加藤 豪



第34回日整全国少年柔道大会敢闘賞
監督 森 一馬 会員



記念講演



徳田法律事務所
弁護士 鈴木 宗厳 講師

演題

「交通事故後の痛みを訴える患者の施術における留意点」

経歴書

弁護士 鈴木 宗厳（すずき むねとし）

大分県佐伯市出身

- 1977（昭和52）年3月 大分県立佐伯鶴城高等学校卒業
- 1981（昭和56）年3月 熊本大学法文学部法律学科卒業
- 1985（昭和60）年3月 熊本大学大学院法学研究科(刑事学)修士課程習了
- 1988（昭和63）年4月 弁護士登録・大分県弁護士会
- 1996（平成8）年4月 大分県弁護士会副会長
- 2012（平成24）年4月 大分県弁護士会会長
- 2014（平成26）年4月～2018（平成30）年3月

日本司法支援センター（法テラス）大分地方事務所所長



祝賀会



開会のことば 野田 光広



会長挨拶 江崎 博明



司会 高橋 祥三



乾杯 鈴木 宗厳 様



会場風景



中締め 加藤 和信 顧問



万歳三唱



閉宴 安東 鉄男



祝賀会



参加会員



平成29年度事業報告

年 月 日	事 業 内 容	場 所
H29. 4. 8	平成29年度第1回常任理事会	大 分
15	会計監査	大 分
	九州ブロック会柔道大会選手選考会	
15・16	日整九州学術大会応募論文審査会並びに学術部会	福 岡
28	決算理事会	大 分
5. 14	第38回大分県少年柔道錬成大会	大 分
15	創立70周年社団設立40周年記念実行委員会	大 分
20	顧問・相談役・役員合同会議	大 分
21	平成29年度定時総会	大 分
23	新理事会	大 分
28	創立70周年社団設立40周年記念式典	大 分
		
	創立70周年社団設立40周年記念式典	
30	平成29年度第1回九州ブロック会理事会	福 岡
6. 11	夏季学術公開セミナー	大 分
21	九州ブロック会会長会	福 岡
25	日整通常総会	東 京
7. 2	公益社団法人日本柔道整復師会 第44回北海道学術大会札幌大会	北 海 道
8・9	第40回日整九州ブロック会柔道大会連覇	熊 本
	団体戦 優勝 大分県(27点) 準優勝 熊本県(26点)	
	個人戦 50代 優勝(10点) 安東鉄男 40代 3位(3点) 永竿茂男 30代 準優勝(5点) 井本佳太 3位(3点) 迫野哲也 20代 3位(3点) 森 一馬 3位(3点) 堀 皓瑛	
	特別表彰 ★15回表彰 永竿茂男 大谷直人 ★10回表彰 金堂大一 ★5回表彰 加藤 豪 近藤史章	
	【出場選手】 監督：国広幸治 審判員：森 政彦 50代：安松宏幸・安東鉄男 40代：酒井裕治・大谷直人・永竿茂男 30代：梅崎孝次・近藤史章・井本佳太・迫野徹也 20代：星野誠二・森 一馬・堀 皓瑛	
		
	厚生労働大臣杯争奪 第40回日整九州ブロック会柔道大会	

7.	8・9	第45回九州学術大会熊本大会 ポスター発表： 「Iselin病の治験例と鑑別診断の重要性」	熊 本
		河合竜之介	
	11	九州ブロック会会長会	福 岡
	23	第13回大分県整骨旗争奪少年柔道大会	中 津
8.	23	第11回大阪学術大会	大 阪
	29	第8回解剖見学実習	大 分
9.	2・3	福岡県柔道整復師会社団設立40周年記念式典	福 岡
	17	東京学術大会	東 京
10.	7	第25回日整全国学術、生涯学習講習会	東 京
	8	第26回日整全国少年柔道大会 森 政彦監督 第41回日整全国柔道大会 審判 永竿 茂男	東 京
	8・9	100キロウォークボランティア	日 出
10.	22	佐賀県柔道整復師会創立80周年社団法人設立40周年記念式典	佐 賀
	28・29	第18回日本社会医療学会	宮 崎
11.	3・4	第26回日本柔道整復接骨医学会学術大会	大 阪
	5	平成29年度全国保険部長会議	東 京
	11	第13回大分県整骨旗争奪少年柔道大会 会計監査	大 分
	19	埼玉県会長、渡邊寛氏藍綬褒章祝賀会	埼 玉
	26	平成29年度臨時総会	大 分
		河野靖久先生「旭日単光章」受章祝賀会	



河野靖久先生「旭日単光章」
受章祝賀会

H29.	11.	28	九州ブロック会理事会	福 岡
H30	1.	23	九州ブロック会会長会	福 岡
		24	柔道整復師養成学校在校生に対する業界説明会	大 分
	2.	3・4	九州ブロック会理事会並びに保険部長会議	福 岡
		18	平成29年度春季学術公開セミナー	大 分
		25	学会主催研修会	福 岡
	3.	4	福岡県整骨医学会	福 岡
		25	全国都道府県会長会	東 京

平成30年度事業報告

年 月 日	事 業 内 容	場 所
H30. 4. 21	日整九州学術大会応募論文審査会並びに学術部会	福岡
22	大分県柔道連盟総会	大分
23	柔道整復療養費検討専門委員会	東京
28	会計監査	大分
5. 12	九州ブロック会理事会	福岡
24	決算理事会	大分
6. 2	臨時理事会	大分
9	顧問・相談役・役員合同会議	大分
10	平成30年度定時総会	大分
		
	平成30年度定時総会	
24	日整通常総会	東京
7. 8	学術研修会	大分
21	第41回日整九州ブロック会柔道大会	鹿児島
	団 体 戦 4 位 大分県(9点) 優 勝 福岡県(28点) 準優勝 熊本県(28点) 3 位 佐賀県(10点) 個 人 戦 50代 3 位(3 点) 安東鉄男 40代 3 位(3 点) 永竿茂男 20代 3 位(3 点) 森 一馬 特別表彰 ★30回表彰 国広幸治 ★5 回表彰 井本佳太 【出場選手】 監督: 国広幸治 審判員: 森 政彦 50代: 安東鉄男 40代: 加藤 豪・重石雄大・永竿茂男 30代: 星野誠二・梅崎孝次・近藤史章・酒井裕治・大谷直人 20代: 堀 皓瑛・森 一馬	
22	第47回九州学術大会鹿児島大会	鹿児島
	会員発表: 「左下腿骨両骨骨折にて超音波観察とpillow splintを使用した一症例」 江崎博明・仁介(共) 「Fat pad signを認める橈骨近位端骨折の一症例」 河合竜之介	
29	第14回大分県整骨旗争奪少年柔道大会	中 津
		
	第14回大分県整骨旗争奪少年柔道大会	

7.	31	九州ブロック会会長会	福	岡
8.	12	第6回健康柔体操指導者養成講習会	東	京
	16	はり師・灸師・大分市と子ども医療について話し合い	大	分
	18	第12回大阪学術大会	大	阪
	22	第9回解剖見学実習	大	分
	30	平成30年度独立行政法人日本スポーツ振興センター学校安全業務運営会議	大	分
9.	23	公益社団法人日本柔道整復師会第37回東京学術大会	東	京
10.	6	第26回日整学術、生涯学習講習会	東	京
		第27回日整全国少年柔道大会 永竿 茂男監督	東	京
	7	第42回日整全国柔道大会	東	京
		第8回日整全国少年柔道形競技会	東	京
	13	九州ブロック会役員OB会	熊	本
	14	第42回日整九州ブロック親善ゴルフ大会	熊	本
10.	26	ラグビーWカップ2019について話し合い	大	分
	27・28	第19回日本社会医療学会	大	宮
11.	17・18	第27回日本柔道整復接骨医学会学術大会	愛	知
	24	九州ブロック会理事会	福	岡
12.	2	平成30年度柔道整復師臨床実習指導者講習会	京	都
	16	平成30年度臨時総会	東	京



平成30年度臨時総会

H31.	1.	22	九州ブロック会会長会	福	岡
		26・27	平成30年度柔道整復師臨床実習指導者講習会	福	岡
		29	業界説明会	大	分
	2.	2・3	九州ブロック会理事会・保険部長会議	福	岡
		17	平成30年度春季学術公開セミナー	大	分
H31.	3.	2	大阪保険講演会	大	阪
		3	福岡県整骨医学会	福	岡
		7	柔道整復術公認100周年記念並びに 日本柔道整復師会社団法人設立65周年記念式典	東	京
		8	全国会長会	東	京
		17	大分県柔道連盟各職域・地域事務局長会議	大	分
		24	平成30年度「匠の技」アカデミーブレ講習	東	京
		30・31	臨床実習指導者講習	大	分

平成31年・令和元年度事業報告

年 月 日	事 業 内 容	場 所
H31. 4. 6・7	日整九州学術大会応募論文審査会並びに学術部会	福岡
7	「匠の技」講習会	東京
14	大分県柔道連盟総会	大分
R 1. 5. 6	会計監査	大分
11	決算理事会	大分
19	第40回大分県少年柔道錬成大会	大分
25	顧問・相談役・役員合同会議	大分
26	令和元年度定時総会	大分
27	新理事会	大分
28	九州ブロック会理事会	福岡
6. 7	九州ブロック会会長会	福岡
9	令和元年度夏季学術公開セミナー	大分
23	日本柔道整復師会通常総会	東京
30	令和元年度第1回加盟競技団体スポーツ医科学活用連絡協議会	大分
7. 13	第42回九州ブロック会柔道大会準優勝 団体戦 準優勝 大分県(16点) 優勝 熊本県(29点) 3位 福岡県(15点) 個人戦 20代 優勝(10点) 森 一馬 3位(3点) 堀 皓瑛 40代 3位(3点) 永竿茂男 特別表彰 ★5回表彰 森 一馬・梅崎孝次 【出場選手】 監督：国広幸治 審判員：森 政彦 50代：安東鉄男 40代：加藤 豪・重石雄大・永竿茂男 酒井裕治・大谷直人 30代：星野誠二・梅崎孝次 近藤史章・井本佳太 20代：森 一馬・堀 皓瑛	宮崎
14	第48回九州学術大会宮崎大会 会員発表： 「中学生の上腕骨外科頸骨折の超音波観察を継続した1症例」 主著者 江崎 博明 共著者 江崎 仁介 「発達運動学的視点からの「こどもの体幹トレーニング」」 ～赤ちゃんの動作で、体の支えと動きの土台を強くする～ 西原 清	宮崎
19	ラグビーワールドカップ2019日本大会大分会場(RWC) 実行委員会	大分
28	第15回大分県整骨旗争奪少年柔道大会	中津
8. 3	顧問・相談役・役員退任役員慰労会	大分
26	立入検査	大分
9. 5	九州厚生局及び大分県による集団指導	大分

9.	8	RWC：スポーツマッサージセラピー (SMT) 講習会		大	分
	12	九州ブロック会会長会	RWC：スポーツマッサージセラピー (SMT) 講習会	福	岡
	26	日本柔道整復師会工藤会長叙勲祝賀会			
	26・29	RWC：SMT 出動			
10.	3	RWC：SMT 出動		別	府
	13	第21回行橋～別府100キロウォーク 救護ボランティア			
			第21回行橋～別府 100キロウォーク救護ボランティア	別	府
10.	13	第27回日整学術・生涯学習講習会(台風のため中止)		東	京
	14	日整全国柔道大会・少年柔道大会・形競技会(台風のため中止)		東	京
		全国柔道整復師高段者大会(台風のため中止)		東	京
	26・27	第20回日本社会医療学会		宮	崎
11.	15	解剖見学		大	分
11.	23・24	第28回日本柔道整復接骨医学会 学術大会		東	京
	26	九州ブロック会理事会	福	岡	
12.	1	社団法人設立65周年協同組合設立30周年記念式典	加藤和信顧問ご夫妻	京	都
		大分県スポーツ学会 第11回学術大会		大	分
	15	令和元年度臨時総会 加藤和信顧問叙勲祝賀会		大	分
R 2 . 1.	16	業界説明会	加藤和信顧問ご夫妻	大	分
	22	九州ブロック会会長会		福	岡
2.	1・2	九州ブロック会理事会並びに保険部長会議		福	岡
	2	第69回別府大分毎日マラソン大会救護	大	分	
	11	日整元会長「萩原正先生お別れの会」	栃	木	
	12	健康施術産業展	東	京	
	16	令和元年度春季学術公開セミナー	大	分	
3.	1	「匠の技」(新型コロナのため中止)	福	岡	
	8	福岡県整骨医学会(新型コロナのため中止)	福	岡	
	12	全国会長会(新型コロナのため中止)	東	京	

令和2年度事業報告

年 月 日	事 業 内 容	場 所
R 2 . 4 . 19	令和2年度大分県柔道連盟理事会総会(コロナの為に中止)	大 分
23	九州ブロック会学術論文審査会議(福岡)	W E B
5 . 6	会計監査	大 分
9	決算理事会	大 分
24	令和2年度定時総会	大 分



令和2年度定時総会 整骨会館

6 . 7	学術研修会(コロナの為に中止)	大 分
13	九州ブロック会総会	福 岡
28	日整通常総会(コロナの為に中止)	東 京
7 . 19	九州北部豪雨災害ボランティア(日田市上津江)	日 田



九州北部豪雨災害ボランティア
(日田市上津江)

8 . 28	学校安全業務運営会議(コロナの為に中止)	大 分
9 . 28	臼杵病院との連携に対する勉強会	大 分
30	一松定吉先生顕彰会	杵 築
10 . 1	九州ブロック会長会	福 岡
11	秋季学術・保険研修会	大 分
17	第21回日本社会医療学会柔整専門部会議(宮崎)	W E B

11. 20 鎌田実信副会長 葬儀

佐 伯



故 鎌田実信副会長

	21	日整学術・生涯学習講習会(コロナの為中止)	東 京
	22	日整全国柔道大会・少年柔道大会・形競技会(コロナのため中止)	東 京
		全国柔道整復師高段者大会(コロナのため中止)	
12.	6	令和2年度臨時総会	大 分
R 3. 1.	22	業界説明会	大 分
	26	防犯カメラ再設置	大 分
	28	九州地区と日整と意見交換会(東京)	W E B
	29	九州ブロック会長会(コロナの為中止)	福 岡
	30・31	第29回日本柔道整復接骨医学会学術大会(東京)	W E B
		会員発表：	
		「～第5中足骨基部裂離骨折及び	
		オリジナルジョーンズ骨折に対するエコー画像観察装置による考察～」	
		江崎 仁介	
2.	14	春季学術・保険研修会	大 分
3.	5	佐伯・竹田地区合同懇談会・保険相談会	佐 伯
	10	九州ブロック会長会(福岡)	W E B
	19	九州ブロック会理事会(福岡)	W E B
	26	全国会長会(東京)	W E B
	27	令和2年度大分県柔道連盟各職域地域事務局長会議	大 分

令和3年度事業報告

年 月 日	事 業 内 容	場 所
R 3 . 4 . 23・24	九州ブロック会学術部会(福岡)	W E B
24	大分県柔道連盟総会	大 分
24	会計監査	大 分
5 . 8	大分地区勉強会	大 分
9	決算理事会	大 分
23	令和3年度定時総会	大 分
		
	令和3年度定時総会ZOOM配信	
29	九州ブロック会理事会	福 岡
6 . 6	夏季学術保険研修会	大 分
19	九州ブロック会総会(福岡)	W E B
27	日整通常総会	東 京
7 . 10	第1回公益若手塾	大 分
11	「匠の技伝承」プロジェクト開講式	大 分
18	第2回夏季学術研修会	大 分
8 . 1	第17回大分県整骨旗争奪少年柔道大会	大 分
7	手寫重徳先生葬儀	日 田
9 . 20	会館清掃	大 分
26	秋季学術研修会	大 分
26	「匠の技伝承」プロジェクト第1回指導者養成講座	大 分
10 . 2	第2回公益若手塾	大 分
16・17	大阪学術大会(大阪)	W E B
23・24	日本社会医療学会第22回学術大会 会員発表：恒吉賞受賞 「公益社団法人 大分県柔道整復師会 会員施術所における 新型コロナウイルス感染症対策」 加藤 豪	宮 崎
27	九州ブロック会会長会	福 岡
11 . 6	第3回公益若手塾	大 分
		
	日本社会医療学会第22回学術大会 加藤 豪会員 恒吉賞受賞	

11.	7	「匠の技伝承」プロジェクト第2回指導者養成講座	大 分
13.14		第30回日本柔道整復接骨医学会学術大会	東 京
		会員発表： 「外傷性指伸筋腱脱臼のテーピングを用いた保存療法の症例報告」	
		尾林大生	
	16	学校安全業務運営会議	大 分
	21	第30回日整全国少年柔道大会 重石雄大監督	東 京
	28	「匠の技伝承」プロジェクト第3回指導者養成講座	大 分
	30	日整総務部長会議(東京)	W E B
	30	鶴原由隆先生葬儀	大 分
12.	19	令和3年度臨時総会	大 分
	24	九州ブロック会理事会(福岡)	W E B
R 4 . 2 .	6	第70回記念別府大分毎日マラソン救護事業	大 分



第70回記念
別府大分毎日マラソン救護事業参加者

	13	春季学術・保険研修会	大 分
	20	「匠の技伝承」プロジェクト第4回指導者養成講座	大 分
3.	5	地区合同会議(日田地区)	日 田
	6	日整合同部会	東 京
R 4 . 3 .	13	日整臨時総会	東 京

会 員 紹 介

(令和4年12月31日現在)

(入会順・（ ）内は市町村名)



西 邑 伊三郎
(日田)



住 吉 壽 人
(杵築)



清 田 洋 一
(別府)



今 村 昭 紀
(臼杵)



杉 田 洋 一
(由布)



宇都宮 育 郎
(竹田)



田 邊 順
(杵築)



藤 川 勝 雄
(別府)



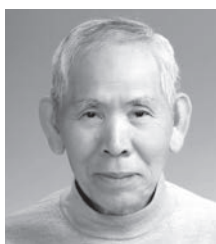
吉 成 章
(宇佐)



加 藤 和 信
(国東)



奥 田 輝 重
(中津)



渡 辺 了 祐
(別府)



狹 間 智 一
(大分)



杉 田 壽
(別府)



塩 井 卓 広
(大分)



清 水 薫
(別府)



安 部 俊 男
(大分)



山 内 一
(別府)



堅 田 兼 實
(津久見)



飯 田 尊
(大分)



安 東 鉄 男
(臼杵)



菅 治三男
(佐伯)



藤 田 孝 次
(中津)



江 藤 正 男
(杵築)



千 房 克 彦
(竹田)



河 野 実
(速見郡)



園 田 智恵子
(別府)



帯 刀 啓 貴
(別府)



首 藤 文 教
(大分)



野 田 光 広
(由布)



渡 辺 一 夫
(別府)



安 部 幸一路
(大分)



国 広 幸 治
(大分)



森 山 文 洋
(日田)



江 崎 博 明
(中津)



安 東 茂 富
(宇佐)



首 藤 彰 典
(大分)



中 村 廣 行
(大分)



西 原 清
(宇佐)



南 徳 泰
(宇佐)



安 松 宏 幸
(国東)



武 原 修 造
(別府)



中 村 清 造
(大分)



長 野 哲 也
(大分)



古 長 三恵一
(大分)



佐々木 昭 仁
(大分)



前 川 羊 介
(別府)



興 田 尚 玄
(由布)



野 田 克 之
(大分)



森 政 彦
(杵築)



藤 本 正 高
(佐伯)



川 野 貴 義
(別府)



阿 部 幸 広
(由布)



恒 松 史
(別府)



酒 井 裕 治
(豊後高田)



入 江 政 樹
(竹田)



竹 野 智 晴
(別府)



長 岡 直 希
(宇佐)



永 竿 茂 男
(宇佐)



江 藤 公 博
(速見郡)



重 石 雄 大
(大分)



末 広 佳 代
(別府)



木 谷 充 良
(大分)



西 邑 幸 一 郎
(日田)



川 端 高 智
(大分)



西 邑 慎 司
(日田)



永 岡 公 司
(大分)



尾 林 大 生
(別府)



古 田 慶 子
(大分)



工 藤 誉 司
(別府)



高 倉 正 作
(大分)



高 橋 祥 三
(日田)



阿 部 淑 子
(大分)



金 堂 大 一
(別府)



迫 野 哲 也
(国東)



佐藤隆一
(宇佐)



法華津泰之
(大分)



安部良太郎
(大分)



衛藤真木
(由布)



堀太輔
(別府)



長田和博
(大分)



川野欣也
(別府)



鎌田信之介
(津久見)



衛藤淳基
(大分)



甲斐陽一
(大分)



三浦真也
(佐伯)



安東拓哉
(別府)



杉田一紀
(由布)



加藤豪
(速見郡)



仲泰三
(別府)



壹岐健弘
(中津)



安東亮
(大分)



合澤哲
(豊後大野)



近藤史章
(佐伯)



梅崎孝次
(大分)



妹尾尚子
(佐伯)



亀井隆志
(中津)



雨川直樹
(由布)



山下活秀
(大分)



新山善信
(大分)



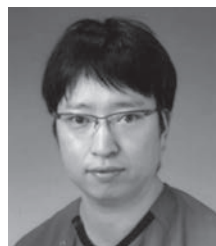
森 澤 賢 仁
(大分)



岩 木 淳 二
(日田)



井 本 佳 太
(宇佐)



笠 木 和 久
(佐伯)



福 田 康 道
(別府)



水 沼 倫 弘
(佐伯)



清 水 尋 之
(大分)



池 永 武 広
(日田)



杉 田 一 壽
(大分)



森 一 馬
(豊後大野)



上 本 裕 紀
(大分)



渡 邊 翔 平
(別府)



河 野 貴 彦
(速見郡)



松 本 忠
(大分)



里 見 直 樹
(豊後高田)



漆 間 大 士
(大分)



玉 井 伊 代
(別府)



赤 嶺 珠 美
(大分)



甲 斐 愛 子
(臼杵)



河 合 竜之介
(中津)



石 井 健二郎
(大分)



星 野 誠 二
(大分)



近 藤 秀 一
(中津)



岩 尾 善 春
(別府)



後 藤 佑 輔
(大分)



内 田 誠
(大分)



針 宮 絵 梨
(大分)



平 井 龍 太
(大分)



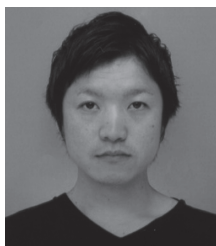
坂 本 留 美
(大分)



廣 瀬 将
(大分)



花 田 陽 一
(別府)



青 木 裕次郎
(大分)



西 村 敏 男
(別府)



安 藤 正 純
(臼杵)



堀 皓 瑛
(大分)



森 周 平
(玖珠)



藤 川 利 仁
(日田)



藤 原 章 洋
(臼杵)



中 尾 映 子
(大分)



大 津 圭 輔
(大分)



國 見 勇 希
(佐伯)



佐矢本 弘 志
(中津)



安 部 聖 子
(別府)



北 山 凌 大
(大分)



菅 村 光 祐
(豊後高田)



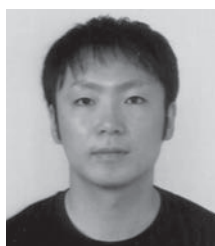
河 野 裕 亮
(大分)



森 大 樹
(大分)



清 田 浩
(日田)



江 田 全 秀
(日田)



安 部 裕 文
(大分)



吉 村 啓
(大分)



吉 岡 祐 一
(大分)



川 端 祉 緒
(大分)



中 島 祥 太
(別府)



平 田 康 博
(大分)



石 部 千 夏
(宇佐)



濱 中 秀 彰
(大分)



石 松 拓 実
(大分)



杉 田 龍 志
(大分)



高 椋 健 人
(大分)



瀬戸口 剛 顕
(大分)



滝 口 勇 次
(大分)



土 谷 尚 史
(別府)



野 口 優 太
(大分)



松 元 聡一朗
(大分)



渡 邊 功
(大分)



西 雅 人
(大分)



徳 永 拓 郎
(別府)



中 島 悠 輔
(大分)



江 崎 仁 介
(中津)



福 本 亮 太
(別府)



矢 倉 大 樹
(別府)



丸 田 捷之佑
(大分)

公益社団法人 大分県柔道整復師会 定款

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、公益社団法人大分県柔道整復師会（以下「本会」という）と称する。

(事務所)

第2条 本会は、主たる事務所を大分県大分市に置く。

第2章 目的及び事業

(目 的)

第3条 本会は、日本の伝統医療である柔道整復学及び柔道整復術の進歩発達と柔道整復師の資質の向上を図るとともに、保健・医療・介護に関する諸制度の円滑な運営と健全な発展に寄与することにより、県民福祉の増進に貢献することを目的とする。

(事 業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するために、次の公益目的事業を行う。

- (1) 柔道整復師の医療保険受領委任制度の推進に関する事業
- (2) 柔道整復師の資質の向上並びに柔道整復学及び柔道整復術の向上
発展人材育成に関する事業
- (3) 柔道整復術の医学的研究に関する事業
- (4) 県民の心身の健全な発展に関する事業
- (5) 高齢者の福祉サービスの充実に係る事業
- (6) 介護保険法に基づく、居宅介護支援事業及び地域支援事業に関する事業
- (7) 柔道整復術を活かした災害時等における救護活動に関する事業
- (8) 柔道整復師並びに柔道整復学及び柔道整復術の普及啓発に関する事業
- (9) 前各号の事業に附帯する事業

2. 本会は、前項の事業の公益目的事業の推進に資するため、次の収益事業等を行う。

- (1) 本会の所有する会館の運営に関する事業
- (2) 居宅介護支援事業及び介護予防事業
- (3) 会員の福祉増進並びに相互扶助に関する事業
- (4) 前各号の事業に附帯する事業

3. その他本会の目的を達成するために必要な事業を行う。

4. 前3項の事業については、大分県において行うものとする。

第3章 会 員

(会員「法人の構成員」)

第5条 本会に次の会員を置く。

- (1) 正 会 員 大分県内において住所地又は勤務地を有し柔道整復師の資格を有するものであって、本会の目的に賛同して入会した者
- (2) 準 会 員 柔道整復師の免許を有し本会の趣旨に賛同し入会した者
- (3) 名誉会員 本会に対して功績があった者で、理事会の承認を受けた者

2. 前項の会員のうち、正会員をもつて一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号以下「法人法」という）上の社員とする。

(入 会)

第6条 本会に正会員又は準会員として入会しようとする者（以下「入会申込者」という）は、理事会が別に定める入会申込書に必要書類を添えて本会に提出するものとする。

2. 入会は、総会において定める入会及び退会規定に定める基準により、理事会においてその可否を決定し、これを入会申込者に通知するものとする。

(経費の負担)

第7条 正会員は、本会の活動に必要な経費に充てるため、総会において定める会費規定に基づき入会金及

び会費を支払わなければならない。

2. 準会員及び名誉会員は、本会の活動に必要な経費に充てるため、総会において定める会費規定に基づき会費を納入しなければならない。

(任意退会)

第8条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(懲戒)

第9条 会員が次の各号の一に該当したときは、第4項に定める理事会又は理事会及び総会の決議を経て、その会員を懲戒することができる。

- (1) 本会の定款又は規則その他の規定に違反したとき
- (2) 法令に違反して、刑罰に処せられ、又は行政処分を受けたとき
- (3) 本会の入会金及び会費を滞納し、かつ、催告を受けてなお納付しないとき
- (4) 本会又は本会の会員としての信用と名誉を傷つける行為をしたとき
- (5) その他の正当な事由があるとき

2. 懲戒は、次の各号に定める方法のうち、何れかの方法により行う。

- (1) 戒告
- (2) 各種医療保険の取扱いに関する権利の停止
- (3) 除名（前項第3号に該当する場合を除く）

3. 懲戒は、その事由に該当すると認められた会員に対し、決議の前に、理事会において、十分な弁明の機会を与えなければならない。また、前項第3号に定める方法（除名）による場合は、当該会員に対し、総会の1週間前までに、当該総会において除名を審議すること、かつ、その決議の前に弁明する機会を与えることを通知しなければならない。

4. 懲戒は、第2項第1号又は第2号に定める方法（戒告又は会員に与えられた権利の停止）による場合は理事会の決議により、また、第3号に定める方法（除名）による場合は、理事会の決議を経たうえ、総会において総正会員の半数以上であって、かつ総正会員の議決権の3分の2以上の多数決により、これを決する。

5. 入会金及び会費の滞納者に対しては、催告を行い、催告後1か月を過ぎても納入がないときは、第2項第2号に定める方法（各種医療保険の取扱いに関する権利の停止）による懲戒を行う。また次項に定める当該懲戒の通知後、1か月を過ぎてもなお未納の場合は、会員資格を喪失するものとする。

6. 第4項により懲戒が決議されたとき、又は前項により会員資格を喪失したときは、会長は、当該会員に対し書面によりその内容及び理由を通知する。

7. 本条に定めるもののほか、懲戒に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、規則をもってこれを定めることができる。

(会員資格の喪失)

第10条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 当該会員が死亡したとき
- (2) 柔道整復師の免許を失ったとき
- (3) すべての正会員が同意したとき

(既納の会費等の不返還)

第11条 既に納入した入会金、会費等は返還しない。

第4章 総会

(構成)

第12条 総会は、すべての正会員をもって構成する。

2. 前項の総会をもって法人法上の社員総会とする。

(権限)

第13条 総会は次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認

- (5) 定款の変更
- (6) 解散、公益目的取得財産残額の贈与及び残余財産の処分
- (7) 前各号に定めるもののほか、法人法に規定する事項及びこの定款に定める事項

(種類及び開催)

第14条 総会は、定時総会及び臨時総会とする。

- 2. 定時総会は、毎年度1回、事業年度終了後3か月以内に開催する。
- 3. 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
 - (1) 理事会において開催の決議がなされたとき
 - (2) 議決権の5分の1以上を有する正会員から、会議の目的である事項及び招集の理由を記載した書面により、招集の請求が理事にあったとき

(招 集)

第15条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。ただし、会長に事故あるときは、あらかじめ理事会において定めた理事が招集する。

- 2 総会を招集するには、正会員に対し、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって、開催日の1週間前までに通知を発しなければならない。

(議長及び副議長)

第16条 総会の議長及び副議長は、当該総会において会長が指名する。

- 2. 議長は、当該総会の公正かつ円滑な運営を確保するため、秩序維持及び議事整理を行い、副議長はこれを補佐する。
- 3. 議長は、その命令に従わない者その他当該総会の秩序を乱す者を退場させることができる。

(議決権)

第17条 総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(代理人による議決権の行使)

第18条 総会に出席することができない正会員は他の正会員を代理人として議決権を行使することができる。この場合において、次条の規定の適用については、出席とみなす。

(決 議)

第19条 総会の決議は、法令及びこの定款に別段の定めがある場合を除き、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した正会員の議決権の過半数をもって行う。

- 2. 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。
 - (1) 会員の除名
 - (2) 監事の解任
 - (3) 定款の変更
 - (4) 解散
 - (5) その他法令で定められた事項
- 3. 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第22条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。
 - (2) 理事会は選任規則に基づき事前に総会又は臨時総会において候補者選考方法を提案することができる

(議事録)

第20条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2. 議長及び出席した理事は、前項の議事録に記名押印する。

(総会運営規則)

第21条 総会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、総会において定める総会運営規則による。

第5章 役 員

(役員の設置)

第22条 本会には次の役員を置く

- (1) 理事 7名以上11名以内
- (2) 監事 2名以内
- 2. 理事のうちから、会長、副会長を選定する。
- 3. 前項の会長をもって法人法上の代表理事とし、副会長、理事をもって法人法第91条に定める業務執行理事とする。

(役員の選任)

第23条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。

2. 会長は、理事会において選定する。この場合において、理事会は総会の決議により会長候補者を選出し、理事会において当該候補者を選定する方法によることができる。
3. 理事会は、その決議によって、理事のうちから副会長を選定する。
4. 監事は、本会の理事又は使用人を兼ねることができない。
5. 理事のうち、理事のいずれか1名とその配偶者又は三親等内の親族その他法令で定める特別の関係にある者の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。
6. 他の同一の団体の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にあるものとして法令で定める者である理事の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。
7. 理事又は監事に異動があったときは、2週間以内に登記し、登記事項証明書等を添え、遅滞なくその旨を行政庁に届け出なければならない。

(理事の職務及び権限)

第24条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款の定めるところにより、業務を執行する。

2. 会長は、本会を代表し、その業務を執行する。
3. 副会長は、会長を補佐し、本会の業務を執行する。
4. 理事は、会長及び副会長を補佐し、本会の業務を執行する。
5. 会長、副会長、理事は、理事会において別に定めるところにより、本会の業務を分担執行する。

(監事の職務及び権限)

第25条 監事は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 理事の職務執行の状況を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成すること
- (2) 本会の業務及び財産の状況を精査し、並びに各事業年度に係る計算書類及び事業報告等を監査すること
- (3) 理事会に出席し、必要あると認めるときは意見を述べること
- (4) 理事が不正の行為をし、若しくはその行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、これを理事会に報告すること
- (5) 前号の報告をするため必要があるときは、会長に理事会の招集を請求すること。ただし、その請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする招集通知が発せられない場合は、直接理事会を招集すること
- (6) 理事が総会に提出しようとする議案、書類その他法令で定めるものを調査し、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を総会に報告すること
- (7) 理事がこの法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又はその行為をするおそれがある場合において、その行為によって本会に著しい損害が生じるおそれがあるときは、その理事に対し、その行為をやめることを請求すること
- (8) その他監事に認められた法令上の権限を行使すること

(役員の任期)

第26条 理事及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとし、再任を妨げない。ただし、補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の残任期間とし、増員により選任された理事の任期は現任者の残任期間とする。

2. 理事又は監事は、第22条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお、理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員の解任)

第27条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。

(役員の報酬等)

第28条 理事及び監事に対して、総会において定める理事及び監事の報酬等の支給の基準に従い報酬及び費用を支払う。

2. 理事会の決議により役員の報酬等の基準を暫定的に減額適用することができる。

(顧問・相談役)

第29条 本会に、任意の機関として顧問・相談役を若干置くことができる。

2. 顧問・相談役は学識経験者、又は特に本会の発展に寄与した会員（現職役員を除く）のうちから理事会の決議を経て会長が委嘱する。
3. 顧問・相談役は、会長の諮問に応じ、本会の各種会議に出席して意見を述べることができる。ただし、総会における会員としての表決を除き、表決に加わることはできない。
4. 顧問・相談役の任期は、委嘱した会長の在任期間とする。
5. 顧問・相談役は、会長が特に必要と認めたときは常任とすることができる。
6. 顧問・相談役に対しては、理事及び監事の報酬等の支給の基準に準じ、理事会が別に定める報酬及び費用を支払うものとする。

第6章 理事会

（構成）

- 第30条 本会に理事会を置く。
2. 理事会は、すべての理事をもって構成する。

（権限）

- 第31条 理事会はこの定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。
- （1）総会の日時及び場所並びに目的である事項の決定
 - （2）規則の制定、変更及び廃止
 - （3）前各号に定めるもののほか本会の業務執行の決定
 - （4）理事の職務の執行の監督
 - （5）会長、副会長、の選定及び解職
2. 理事会は次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を、理事に委任することができない。
- （1）重要な財産の処分及び譲受け
 - （2）多額の借財
 - （3）重要な使用人の選任及び解任
 - （4）従たる事務所その他重要な組織の設置、変更及び廃止
 - （5）内部管理体制（理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他本会の業務の適正を確保するために必要な法令で定める体制をいう）の整備

（招集）

- 第32条 理事会は、会長が招集する
2. 理事会を招集するときは、会議の日時、場所及び目的を記載した文書もしくは電磁的方法により、開催日の7日前までに通知しなければならない。
 3. 前項の規定にかかわらず、理事会は、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく開催することができる。
 4. 会長が欠けたとき、又は事故あるときは、あらかじめ理事会において定めた順序による理事が招集する。

（議長）

- 第33条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

（決議）

- 第34条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

（決議の省略）

- 第35条 理事が理事会の決議の目的である事項を提案した場合において、当該提案につき、議決に加わることができる理事全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、その限りではない。

（議事録）

- 第36条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
2. 出席した会長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

（理事会運営規則）

- 第37条 理事会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか理事会において定める理事会運営規則による。
2. 理事会は会務遂行上必要に応じて会議を行うことができる。

第7章 事務局

(事務局)

- 第38条 本会の事務を処理するため、事務局を設置する。
2. 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
 3. 事務局長及び事務局次長は、理事会の決議により任免する。
 4. 前項以外の職員は会長が任免する。
 5. 事務局の組織及び運営に関する必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が別に定める。

第8章 資産及び会計

(資産の構成)

- 第39条 本会の資産は、次に掲げるものをもって構成する。
- | | |
|------------------|-------------|
| (1) 財産目録に記載された財産 | (2) 入会金及び会費 |
| (3) 寄付金品及び助成金 | (4) 事業に伴う収入 |
| (5) 資産から生じる収入 | (6) その他の収入 |

(財産の管理及び運用)

- 第40条 本会の財産の管理及び運用は、会長が行うものとし、その方法は、理事会の決議により別に定める、財産管理運用規定によるものとする。

(事業年度)

- 第41条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

- 第42条 本会の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類は、毎事業年度の開始の日の前日までに会長が作成し、理事会の決議を経て、直近の総会に報告するものとする。これを変更する場合も、同様とする。
2. 前項の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに行政庁に提出しなければならない。

(事業報告及び決算)

- 第43条 本会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。
- | | |
|-----------------------------------|----------------------|
| (1) 事業報告 | (2) 事業報告の附属明細書 |
| (3) 貸借対照表 | (4) 損益計算書（正味財産増減計算書） |
| (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書 | |
| (6) 財産目録 | |
2. 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。
 3. 第1項の書類については、毎事業年度の終了後3か月以内に行政庁に提出しなければならない。
 4. 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款、正会員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(1) 監査報告	(2) 理事及び監事の名簿
(3) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類	
(4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類	
 5. 本会は、第2項の定時総会の終結後直ちに、法令の定めるところにより、貸借対照表を公告するものとする。

(会計規定)

- 第44条 本会の会計に関し必要な規定は、理事会の決議を経て別に定める。

(公益目的取得財産残額の算定)

- 第45条 会長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、第43条第4項4号の書類に記載するものとする。

第9章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第46条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(合併等)

第47条 本会は、総会の決議その他法令に定めるところにより、他の法人法上の法人との合併又は事業の全部の譲渡を行うことができる。

(解 散)

第48条 本会は、総会の決議その他法令で定められた事由により、解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第49条 本会が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く）には、総会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1か月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公益団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第50条 本会が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第10章 公告の方法

(公告の方法)

第51条 本会の公告は主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第11章 補 則

(委 任)

第52条 この定款に定めるもののほか、本会の運営に必要な事項は、理事会の決議を経て会長が別に定める。

附 則

1. この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
2. 本会の運営に必要な規則、規定、細則は変更の決議がなされるまでは特例民法法人で用いた規則、規定、細則を準用する。
3. 本会の最初の会長、副会長、理事、監事、はそれぞれ次の通りとする。
会 長 加藤 和信
副会長 河野 靖久
理 事 鎌田 実信
理 事 福田 祐司
理 事 江崎 博明
理 事 安東 鉄男
理 事 野田 光広
理 事 首藤 彰典
理 事 土谷 恵一
監 事 宇都宮 育郎・塩井 卓広
4. 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条1項に定める特例民法法人の解散の登記と、公益法人の設立の登記を行ったときは、第41条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
5. この改正は、平成28年11月23日より施行する。

編集後記

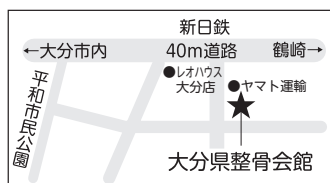
公益社団法人大分県柔道整復師会創立 75 周年・社団法人設立 45 周年が盛大に迎えられたのは江崎会長はじめ会務執行役員の皆様の尽力と会員の皆様のご協力のおかげでございます。誠にありがとうございました。

この喜びの節目に記念誌の作成の大任を頂きとても恐縮いたしています。設立記念日とは何を知るために行われるのでしょうか？それは創立の気持ちを忘れないために行うのではないのでしょうか。「本を忘れず末を乱さず」です。この艱難辛苦の時代を創立した先人たちは予想していたのでしょうか？当初の志を忘れて自己利益を追求したためにこのような乱れた時代が来たのではないのでしょうか。今こそ柔道整復師会だけではなく柔道整復師が一致団結し、自分たちの業の素晴らしさに気づき、自分たちの業で稼いで行ける世の中を取り戻していかなければならないのです。そのためには、まずは自分たちで自浄していくことが先決です。しかし、間違いに気づいていない柔道整復師が多いように感じています。正しいことや市民と行政が求めていることを公益社団法人日本柔道整復師会は発信し続けているが受け取る側に焦燥感がみられないことが心配でなりません。今回、記念対談を会長、副会長にお願いし行いました。少し耳の痛い話かもしれないが現状と進むべき道を知り、行動に移していかなければ我々の業界に未来はないでしょう。

この記念誌が先人たちの努力で発展した、この業界の明るい未来を一致団結し、作り上げる一助となればとてもうれしい限りです。

広報部長 尾林 大生

創立75周年 社団法人設立45周年 記念誌



発行日／令和 5 年 5 月

発行人／〒 870-0921 大分県大分市萩原 4 丁目 8 番 58 号

公益社団法人大分県柔道整復師会

会長 江崎 博 明

TEL 097-503-3334 FAX 097-503-3338

<http://www.seikotsu-oita.jp/>

E-mail ju-sei@seikotsu-oita.jp

印刷所／株式会社インタープリント



